

おおぶしたぶんかきょうせいすいしんぷらんに
大府市多文化共生推進プラン2



おおぶし
大府市

へいせい ねんど 平成28年度 (2016年度) ~ へいせい ねんど 平成32年度 (2020年度)

はじめに

社会経済のグローバル化やインターネットによる情報のボーダレス化などにより、日本の在留外国人数は200万人を超えています。

また、本市では景気の動向に左右されながらも、市の人口の約2%を占める2,000人前後の外国人市民が生活しており、増加の傾向にあると思われま

す。こういった背景の中では、外国人市民を含めたすべての市民が能力を発揮し、お互いに協力し合える社会を実現することが重要であり、そのためには異なる文化や価値観による多様性を尊重し、配慮をしていかなければなりません。

「大府市多文化共生推進プラン2」では、文化的違いを認め合う多文化共生社会を実現するために、「国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」を引き続き基本目標とし、本市の特色を踏まえながら課題と取り組む方向性を示しています。このプランを足掛かりに、市民の皆様や様々な団体とともに協働して多様性を尊重できる社会づくりをしてまいりたいと考えております。

結びに当たり、本プランの策定において貴重な御意見をいただいた大府市多文化共生推進委員をはじめ、御協力をいただいた多くの皆様に深く感謝申し上げます。

平成27年10月 大府市長 久野 孝保

表紙イラストについて・・・このイラストは、違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく様子を野菜で表現したものであり、前回のプランの趣旨を継承しています。

目次

第1章 多文化共生推進プラン2の考え方 . . . 1

- 1. プランの改訂理由 . . . 1
- 2. プランの基本目標・目的・位置付け・期間 . . . 2
 - (1) プランの基本目標 . . . -2-
 - (2) プランの目的 . . . -2-
 - (3) プランの位置付け . . . -2-
 - (4) プランの期間 . . . -2-
- 3. 多文化共生の背景 . . . 3
 - (1) 我が国の在留外国人を取り巻く状況 . . . -3-
 - (2) 本市における在留外国人の動向 . . . -6-
- 4. 施策の体系図 . . . 10

第2章 課題と施策 . . . 11

- 1. 生活に関する情報格差の解消 . . . 11
 - (1) コミュニケーションに関する支援 . . . -11-
 - (2) 住居と労働に関する支援 . . . -16-
 - (3) 医療・保健・福祉面からの支援 . . . -18-
 - (4) 防災・防犯面からの支援 . . . -19-
- 2. 子どもたちの教育支援 . . . 21
 - (1) 学校に通うための支援 . . . -23-
 - (2) 外国人児童・生徒が
将来自立するための支援 . . . -26-
- 3. 誰もが参加する地域づくり . . . 29
 - (1) 連携と協働による意識づくり . . . -30-
 - (2) コミュニティ、自治会などの
地域活動への参画 . . . -34-

第3章 推進体制 . . . 35

第4章 資料 . . . 36

- 1. 用語集 . . . 36
- 2. 大府市の多文化共生施策の経緯 . . . 39
- 3. 大府市多文化共生推進プラン2策定の経過 . . . 40
- 4. 大府市多文化共生推進委員会設置要綱 . . . 41
- 5. 大府市多文化共生推進委員会委員名簿 . . . 42

だいいっしょう たぶんかきょうせいすいしんぷらんに かんがえかた

第1章 多文化共生推進プラン2の考え方

1. プランの改訂理由

本市初となる「大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティ*おおぶ（計画期間：平成23年度～平成27年度）」（以下「前プラン」という。）を策定して5年がたちました。

この間、本市は前プランに掲げた「生活支援」「教育支援」「地域づくり」「多文化共生と交流の推進」の4本の柱に基づき、さまざまな施策を実施してきました。

その結果、行政文書の翻訳や防災情報の提供などの「生活支援」においては着実に成果を上げつつあります。「教育支援」においても同様ですが、将来を担う子どもたちの育成のためには、更なる取組が必要であると考えられます。一方、「地域づくり」では効果が限定的であるため、今後も積極的に取り組んでいく必要があることが明らかになりました。

よって、「教育支援」と「地域づくり」の2つの分野において多文化共生への取組を一層推進することを目指し、新たなプランを策定することとしました。

～多文化共生の定義～

前プランの理念を引き継ぎ、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。」を多文化共生と定義します。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

2. プランの^{ぶらん}基本^{きほん}目^{もく}標^{ひょう}・目的^{もくてき}・位置^{いち}付^{づけ}け・期間^{きかん}

(1) プランの基本目標

「国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」

(2) プランの目的

基本目標の「国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」のため、目指すべき多文化共生社会を明らかにし、本市の特色を踏まえながら課題と取り組む方向性を示すことを目的とします。

(3) プランの位置付け

プラン2は、本市の多文化共生施策の基本的な方向を示す指針であるとともに、第5次大府市総合計画*の「2-4 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」という施策の一端を担う個別計画です。

(4) プランの期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

3. ^{たぶん}多文化共生^{かきょうせい}の背景^{はいけい}

(1) 我が国の在留外国人を取り巻く状況

我が国では、平成2年に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、3世までの日系人*の就労が可能となり南米系の在留外国人数が増加しました。その後の「研修・技能実習制度」の創設を契機に、アジア系在留外国人数*が急速に増加しました。このため、異なる言語、文化、生活習慣などを持つ外国人と日本人が地域社会で共に生きていく多文化共生社会に向けた取組の必要性が高まりました。

こうした状況の下、国は平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、地方自治体の多文化共生に関する指針を定めました。この指針により、従来の「国際交流」と「国際協力」の柱に加え、「多文化共生」を第3の柱として地域の国際化を一層推進していくという国の方針が示されました。続いて平成20年には愛知県が「あいち多文化共生推進プラン」、平成22年には本市も「大府市多文化共生推進プラン」を策定しました。これらのプランに基づき、国や地方自治体は多文化共生社会実現に向けたさまざまな施策を実施してきました。

さらに、在留外国人に対しても日本人と同様に基礎的行政サービスを提供する必要性が高まったため、平成24年から「住民基本台帳法*」が適用され、外国人登録制度は廃止されました。

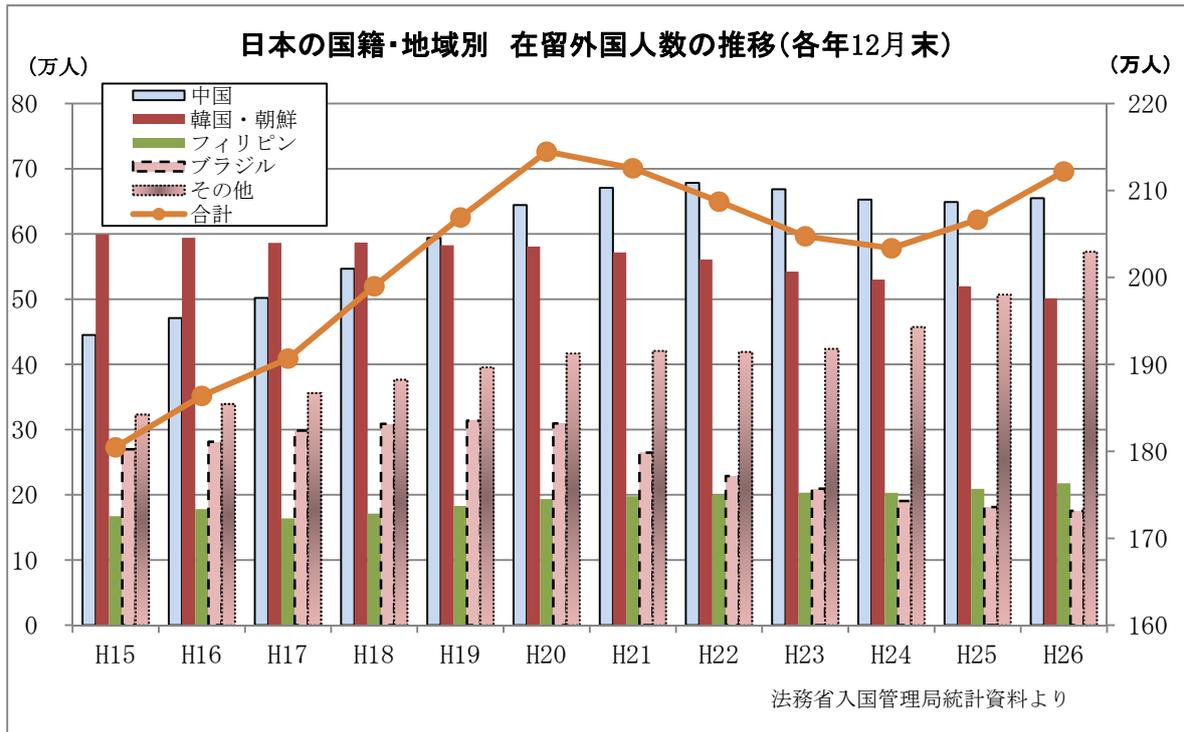
①日本の在留外国人の推移

在留外国人数は平成20年までは増加していましたが、リーマンショック*の影響により減少に転じました。特に減少が顕著だったのはブラジル人です。総在留外国人数は平成24年からはふたたび増加傾向になりました。

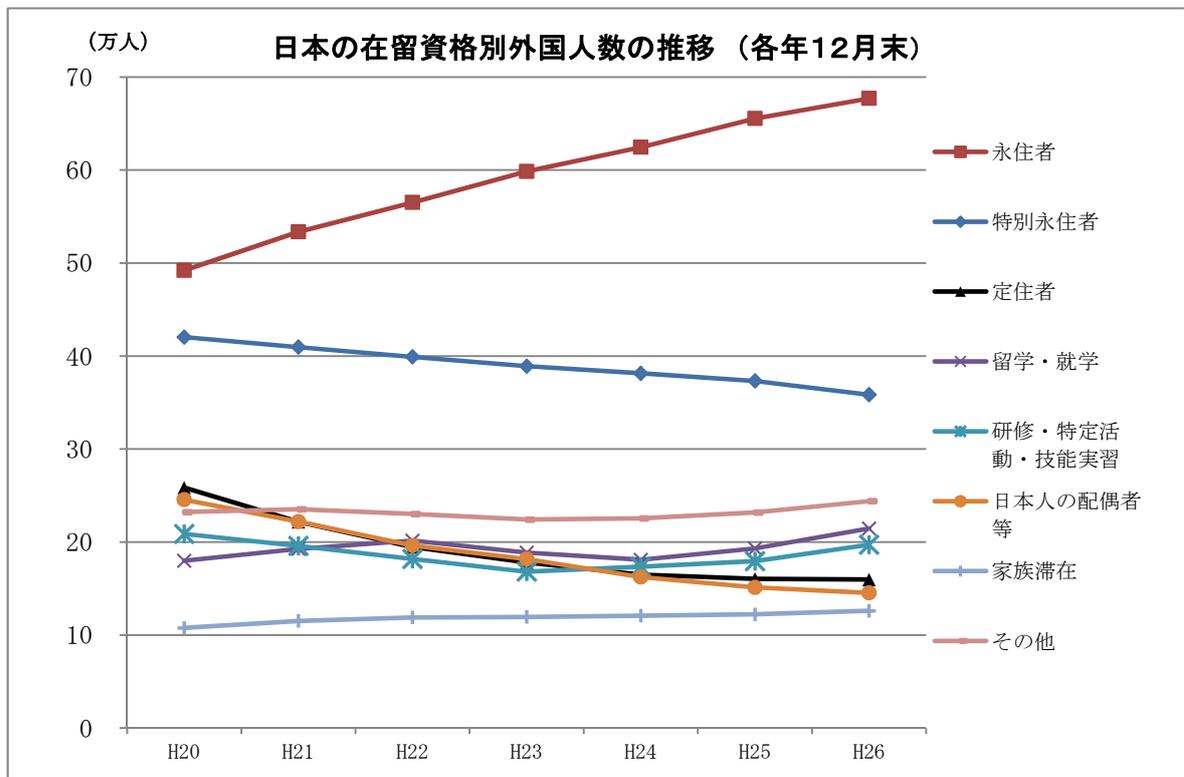
国籍別にみると、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルを除く「その他」が増加しています。

在留資格別にみると、「永住者」の数は増加し続けていますが、「永住者」以外の在留資格を持つ在留外国人数は横ばいを続けるか緩やかに減少しています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。



※平成24年に外国人登録制度廃止による統計範囲変更があり、「特定活動」「興行」などで3か月以内の滞在期間である外国人などは含めないことになりました。平成23年から平成24年にかけての減少要因の一つでもあります。



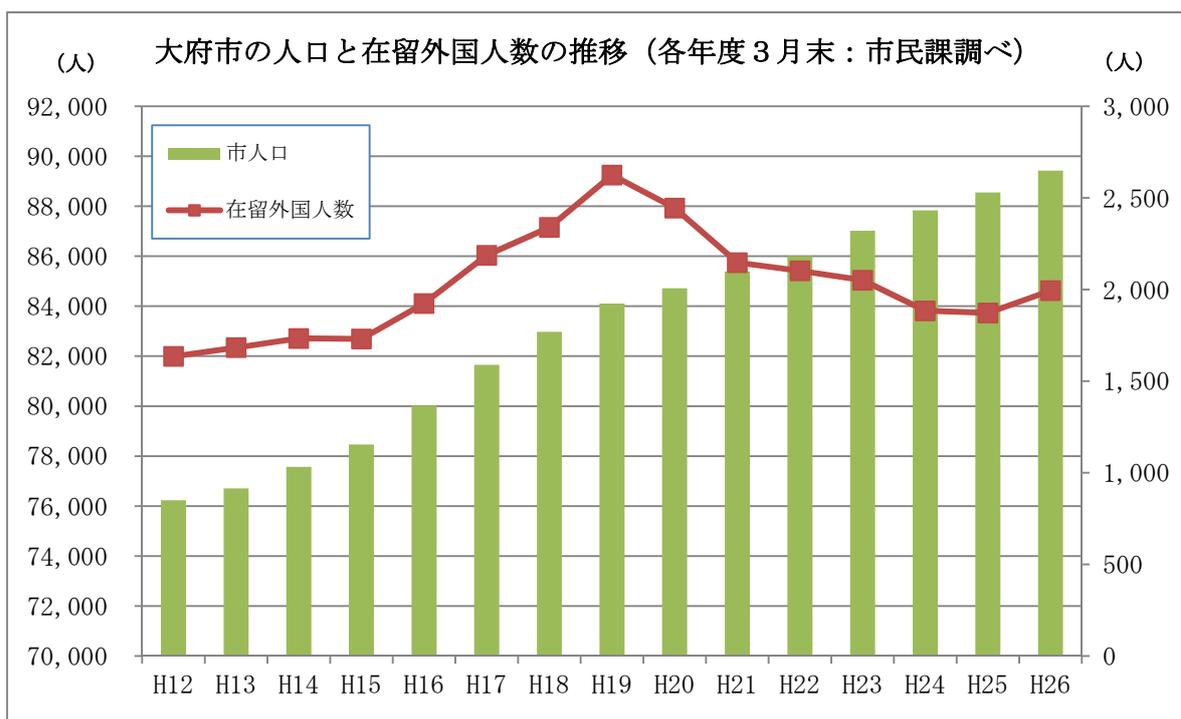
主な在留資格の説明

在留資格 (身分、地位によるもの)	説 明
永住者	在留期間が無期限で就労に制限のない永住資格
特別永住者	戦前から日本に住みサンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている就労に制限のない永住資格
定住者	日系2世や3世、中国・樺太地域の残留邦人やその親族など、特別な理由により、就労に制限なく一定の在留期間を認められる資格
日本人の配偶者等	日本人の配偶者もしくは日本人の子として出生した者などに付与される資格(最長5年)
在留資格 (活動によるもの)	説 明
留学・就学	「留学」は大学や専門学校、「就学」はそのほかの学校に通う学生に付与される資格。平成22年からは「留学」に一本化されたため、表では合算している(最長4年3か月)
研修、特定活動、技能実習	「研修」は雇用契約を結ばない研修生に付与される資格であり(最長1年)、「特定活動」は研修生が研修を経て雇用契約を結び実習を行う際に切替えの形で付与される資格であった(最長2年) 平成22年度に「技能実習」が創設され、従来「研修」「特定活動」の資格で在留した外国人が公的研修、非実務研修を除く研修に就く場合には始めから雇用契約を結ぶこの資格を付与されるようになった(最長3年)。このため表では3つの資格を合算している。
家族滞在	前ページ「日本の在留資格別外国人数の推移」のグラフにおいて「その他」に計上されている、「教授」「芸術」「宗教」「報道」「投資・経営」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術」「人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」「文化活動」「留学」のいずれかの在留資格をもって在留する外国人の扶養を受ける場合に付与される資格(最長5年) なお前述の16の資格は、各資格において定められた活動を行う外国人に対して付与される。

(2) 本市における在留外国人の動向

①在留外国人の推移

全国的な流れと同様に、本市においても在留外国人数は平成 19 年度まで急速に増加した後、リーマンショックを契機として平成 20 年度に減少傾向に転じましたが、平成 25 年度からは横ばいとなり、平成 26 年度からは増加になりました。

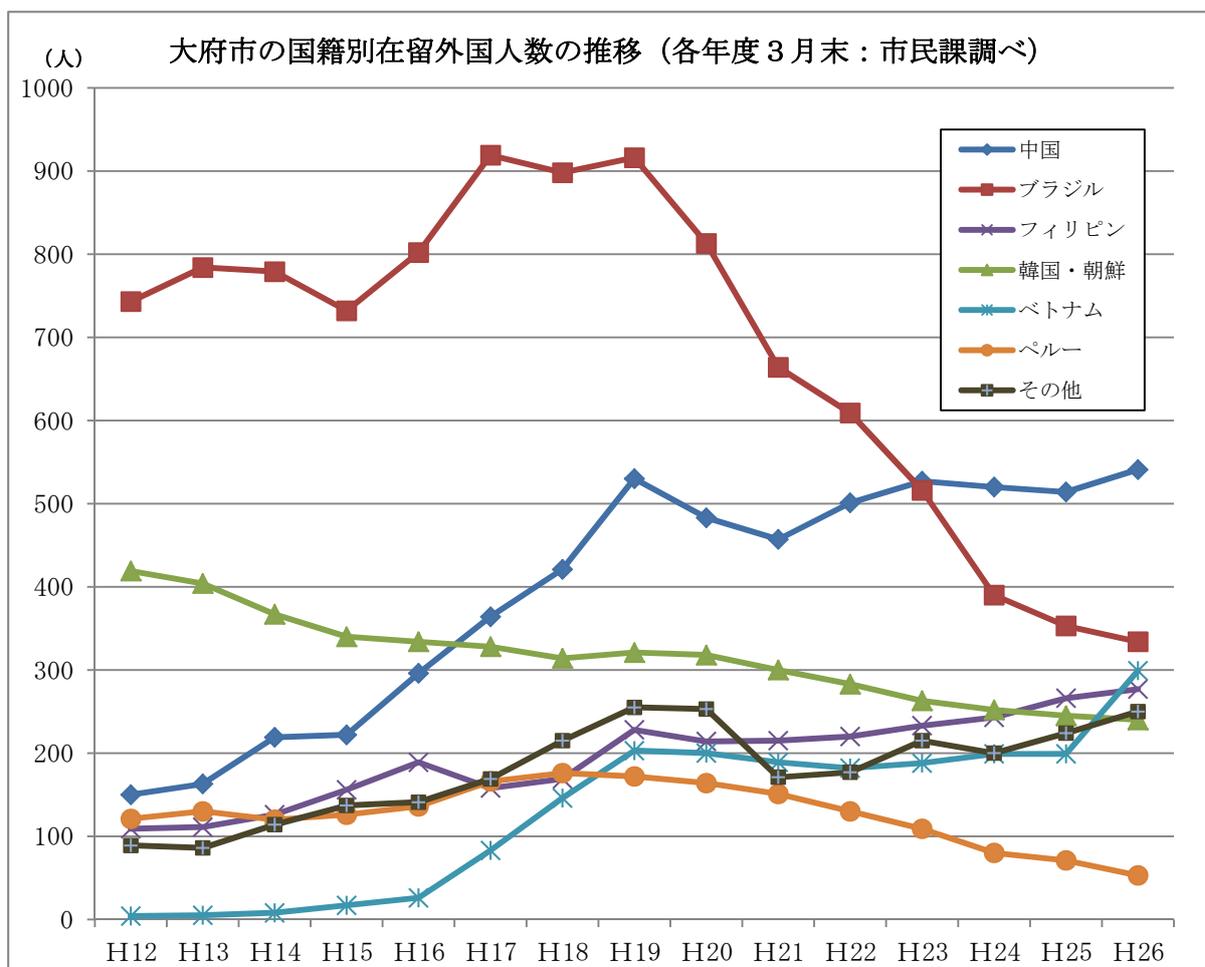


大府市の国籍別在留外国人数の推移（各年度 3 月末：市民課調べ）（単位：人）

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
中国	150	163	219	222	296	364	421	530	483	457	501	527	520	514	541
ブラジル	743	784	779	732	802	919	898	916	813	664	609	516	390	353	334
フィリピン	109	111	126	156	189	158	169	228	214	215	220	233	243	266	277
韓国・朝鮮	419	404	367	340	334	328	314	321	318	300	283	263	252	245	240
ベトナム	4	5	8	17	26	83	146	203	200	189	182	188	199	199	299
ペルー	121	130	120	126	136	166	176	172	164	151	130	109	80	71	53
その他	89	86	114	137	141	169	215	255	253	171	177	215	200	224	251
合計	1635	1683	1733	1730	1924	2187	2339	2,625	2,445	2,147	2,102	2,051	1,884	1,872	1,995
市人口	76,233	76,705	77,570	78,462	80,015	81,653	82,976	84,106	84,720	85,390	86,001	87,015	87,836	88,550	89,423
外国人の割合	2.1%	2.2%	2.2%	2.2%	2.4%	2.7%	2.8%	3.1%	2.9%	2.5%	2.4%	2.4%	2.1%	2.1%	2.2%

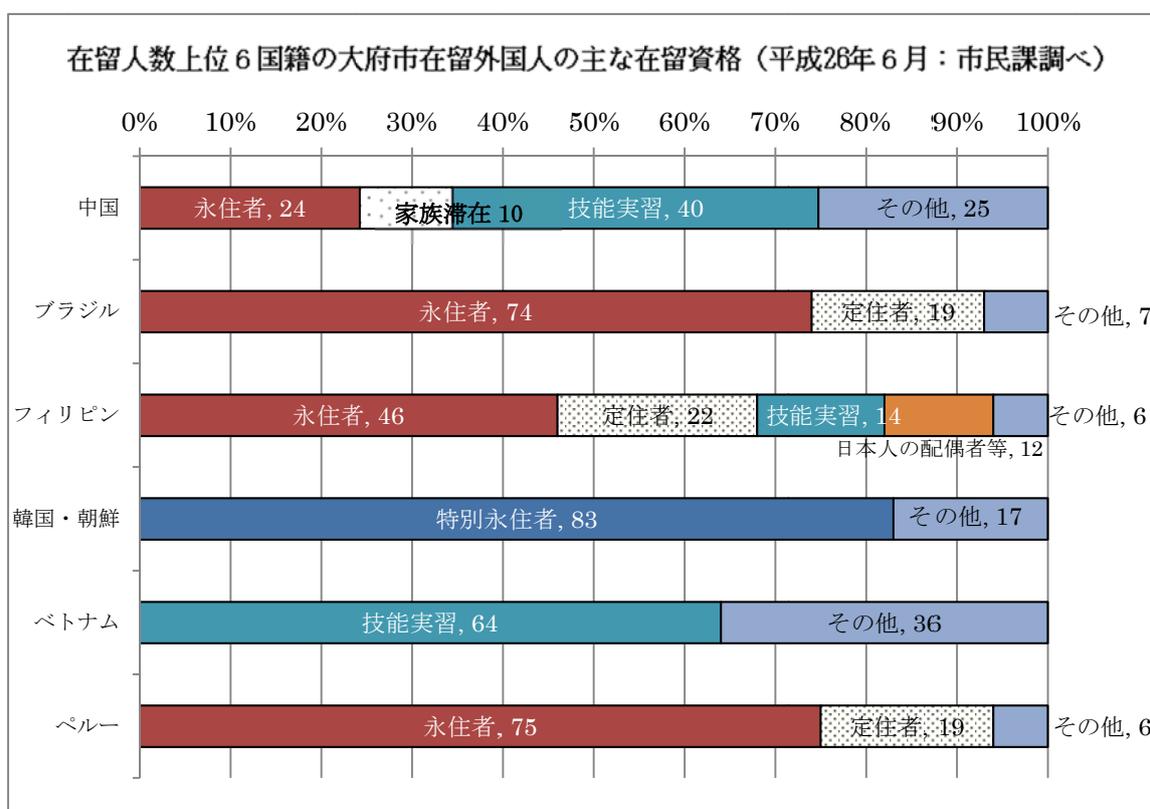
②国籍別在留外国人の推移

在留外国人数の推移を国籍別にみると、平成 25 年度末で一番多いのは中国人です。ブラジル人は平成 20 年度から減少傾向が続き二番目に多い国籍となりました。ペルー人も緩やかな減少傾向にあります。一方、ベトナム人やフィリピン人は増加傾向にあります。



③国籍別在留外国人の在留資格

在留資格を国籍別に見ると、中国人については「技能実習」の割合が40%と多くなっていますが、「永住者」も24%存在します。ブラジル人では「永住者」の割合が74%で、「定住者」と合わせると93%の人々が就労の制限なく一定の期間以上日本に住み続けることができる資格を付与されています。フィリピン人は「永住者」が46%であり、「定住者」と合わせた割合は68%になります。韓国・朝鮮の人々は83%が「特別永住者」です。ベトナム人は64%が「技能実習」の資格で在留しています。ペルー人はブラジル人とほぼ同様です。

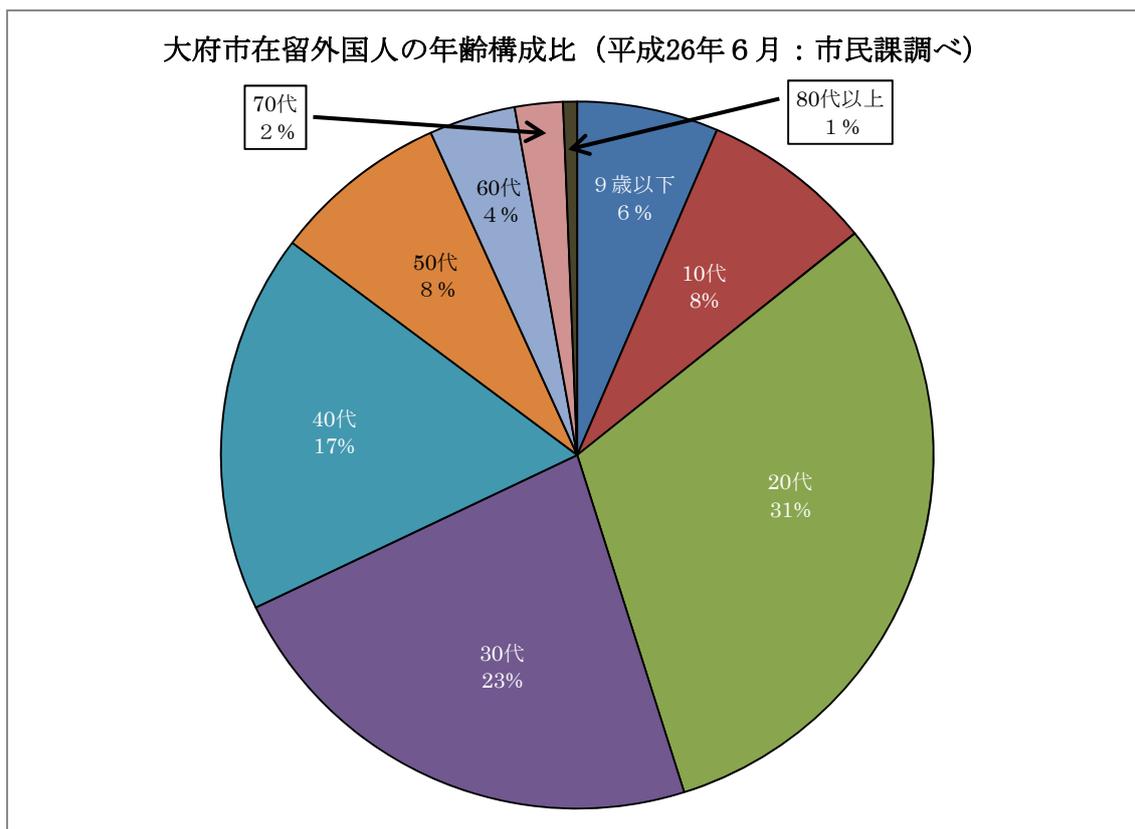


※各国籍 10%未満の在留資格は「その他」へ計上しています。

※%は少数点以下四捨五入

④在留外国人の年齢構成比

在留外国人の年齢構成比は20代が一番多く(31%)、次いで30代(23%)、40代(17%)と若い世代が多いことが分かります。19歳以下の子ども世代は14%です。60代以上の高齢者も7%いますが、そのうち72%が「特別永住者」である韓国・朝鮮の人々です。なお、70代以上では81%が韓国・朝鮮の人々です。



※%は小数点以下四捨五入

4. 施策の体系図

【基本目標 国籍を越えてお互いを尊重し合える社会づくり】

分野	大施策	施策名（方向性）
1 生活に関する情報格差の解消	(1) コミュニケーションに関する支援	①外国語による支援の充実 (外国語による生活情報の提供方法を充実します。) ②日本語使用の支援 (外国人市民が日本語で生活できるように支援します。)
	(2) 住居と労働に関する支援	①住宅情報の提供 (外国人市民に住宅情報を提供します。) ②雇用と労働環境の保全 (適正な環境で労働できるように情報提供します。)
	(3) 医療・保健・福祉面からの支援	①健康づくりの支援 (外国人市民が健康な生活を送れるように情報提供します。) ②福祉や子育て支援サービスの利用促進 (福祉や子育て支援サービスを受けられるように情報提供します。)
	(4) 防災・防犯面からの支援	①外国人市民とともに進める防災 (災害に備えられるように支援します。) ②防犯や交通安全の意識啓発 (安全な生活を送れるように情報提供します。)
2 子どもたちの教育支援	(1) 学校に通うための支援	①就学への支援 (子どもたちが義務教育を受けられるように支援します。) ②学校で困らないための支援 (安心して学校生活を送れるように支援します。)
	(2) 外国人児童・生徒が 将来自立するための支援	①将来に夢を持つための支援 (多様な将来像を描けるように支援します。) ②高校進学への支援 (進学の夢を実現するために支援します。)
3 誰もが参加する地域づくり	(1) 連携と協働による意識づくり	①交流による多文化共生意識の醸成 (多様な交流により多文化共生意識を広めます。) ②民間団体の活動と連携支援 (多文化共生のための活動が活発になるように連携と協働を進めます。)
	(2) コミュニティ、自治会などの地域活動への参画	①外国人市民の地域活動への参画 (地域活動に参画できるように支援します。)

だいにしょう かだい しさく 第2章 課題と施策

1. 生活に関する情報格差の解消

本市では、健康で安心安全な生活を送れるようにさまざまな行政サービスを提供しています。しかし、外国人市民の中には日本語が十分に理解できないため、安心安全な生活に必要な情報に接することが難しく、そのような行政サービスを受けられない人々が存在します。

こうした情報格差を解消するために、外国人市民に対しては日本語習得を促すとともに情報の翻訳などの配慮が必要となります。生活に関する情報格差を解消することは、外国人市民の安心安全な生活を支援することにつながります。加えて、こうした情報を外国人市民が共有することは日本の制度・慣習に対する理解にもつながり、日本において両者が助け合い共生していくための礎となることも期待できます。

(1) コミュニケーションに関する支援

①外国語による支援の充実

(ア) 生活情報の翻訳

外国人市民は日本語が理解でき、日本の生活習慣に詳しい人ばかりでなく、生活の仕方や日本語が理解できない人もいます。このような外国人市民が日本での日常生活に困らないようにするため、また、地域で安心安全な生活を送るために欠かせない情報を翻訳して提供する必要があります。そこで、本市では行政の発行する文書を英語とポルトガル語に翻訳して転入時に渡すほか、必要に応じて窓口で配布しています。さらに、ごみの分別や休日診療などの情報については市ホームページに翻訳した情報を掲載しています。

大府市国際交流協会は、イベント情報を中心とした外国人向け生活情報紙「ほほえみ」を隔月で発行し、外国人市民の多い事業所や個人に配布しています。

今後も、日本語を理解できない外国人市民が安心安全な生活を送ることができるよう、生活に必要な情報を翻訳して提供する必要があります。

大府市が翻訳した生活情報の一例

子ども医療費助成案内文書	自転車マナー啓発ちらし
予防接種・乳幼児健診の案内文書	ごみ分別と資源回収の説明ちらし
市営住宅入居のしおり	自治会加入案内
水道使用の開始・中止に関する案内	放課後クラブ入所案内
障がい者福祉制度の紹介	児童手当の案内文書

(イ) 情報の背景の伝達

行政が発行する文書の大部分はもともと日本で生まれ育った人向けに作成されており、慣習的なことや制度の背景までは記載していないことが多く、そのまま翻訳しただけでは正しく理解されないことがあります。例えば、国民健康保険はその制度が存在しない国もあるため、母国の状況と比較して説明しなければ理解されにくい場合があります。

外国人市民に情報提供する際には、慣習的なことや制度の背景も含めて丁寧に伝える必要があります。

(ウ) 情報の伝達手段の多様化

本市では、翻訳した文書を直接手渡したり、市ホームページに掲載しています。しかし、これらの方法だけでは必要とする人に届いていない可能性があります。

これを解消するために、外国人市民同士のネットワークを介して情報伝達したり、外国人市民を雇用している事業主や外国人市民を支援している日本人市民に知らせるなどして、多様な情報の伝達手段を確保する必要があります。

(エ) 外国語による相談

外国人市民が生活上の困りごとや分からないことを相談できるように、大府市国際交流協会がポルトガル語（週1回）、中国語（月1回）、スペイン語（月1回）の外国語相談を市庁舎で行っています。また、英語の相談を市国際交流員が担当しています。相談件数は平成20年度が突出していますが、これはリーマンショックの影響とされます。

今後も、日本語が理解できない外国人市民が困ったときに外国語で気軽に相談できる場を提供する必要があります。

外国語相談件数の推移（大府市国際交流協会調べ）（単位：件）

年 度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
ポルトガル語	64	204	150	113	137	124	90
中国語	13	7	8	11	10	7	6
スペイン語	7	10	7	3	0	0	12
英語	不明	不明	不明	不明	7	14	16
合計（英語除く）	85	221	165	127	147	131	108

※ポルトガル語相談：～H19.8は月2回、H19.9～H22.3は週1回、H22.4～H24.3は週3回、H24.4～H27.3は週2回、以降は週1回実施。

※平成23、24年度のスペイン語相談は0件だが、類似言語であるポルトガル語相談日にスペイン語相談者が来ることもあるため、平成25年度から相談者の言語別の相談件数とした。

外国語相談の事例

保育園の入園手続きに関する事	国民年金の一時脱退金手続きに関する事
外国人同士の婚姻手続きに関する事	国民健康保険税の支払に関する事
課税・所得証明書の取得に関する事	住民票の取得に関する事
原動機付自転車の名義変更に関する事	納税に関する事
子どもの就学に関する事	市営住宅の入居申請に関する事

(オ) 通訳設置の検討

外国語相談員は、市庁舎内で相談業務を行うため、外国人市民が市庁舎で手続などを行う際には、相談の一環として通訳をすることができます。しかし、保育園や保健センターなどの施設に向いて通訳をすることはできません。

外国人市民から問合せの多い内容については翻訳した文書により情報を伝えるようにしていますが、文書での対応が難しい状況や緊急性のある問題が発生した場合にどのように通訳を確保するかを検討する必要があります。

②日本語使用の支援

(ア) 日本語習得支援

全ての生活情報を多言語に翻訳、通訳することは不可能ですが、外国人市民が簡単な日本語を理解できるようになれば多くの生活情報を得ることができます。

大府市国際交流協会では、ボランティアによる日本語教室を開催しています。参加者は毎回 10 から 20 人程度で中国人とベトナム人が大半を占めています。市内 NPO 団体も平成 23 年度からボランティアによる日本語教室を開催しています。ほぼマンツーマンで指導しており、受講生のほとんどがベトナム人です。両教室とも受講者が日本語だけでなく日本の文化や慣習を知る場となっており、ボランティアが受講者の生活上の簡単な相談に乗ることもあります。

日本語教室の参加者のほとんどは技能実習生ですが、これは技能実習生が就業先から奨励されたり、帰国した際に日本語が理解できると就職に有利になることがあるためと考えられます。一方、永住志向の強い日系人はあまり日本語教室に参加しないという実態があります。

外国人市民が自分で言葉の壁を乗り越えて生活できるよう、日本語学習の支援をしていく必要があります。そのためには、日本語教室が安定的に開催されるよう会場確保などの支援を行う必要があります。また、永住志向の強い日系人に日本語教室への参加を呼びかける必要があります。

日本語教室開催回数の推移（大府市協働促進課調べ）（単位：回）

年 度	H21	H22	H23	H24	H25
大府市国際交流協会※1	35	29	32	30	19
市内NPO団体※2	-	-	(80)	(95)	115

※1 毎週日曜日午前開催

※2 毎週火曜日夜は企業の寮、土曜日午前には北山公民館で開催。括弧書きは大府市国際交流協会の一部として実施していた時期の開催回数

大府市国際交流協会の日本語教室受講者数の推移（延べ人数）（大府市国際交流協会調べ）

年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
人	1,400	2,310	1,200	1,423	1,340	846	808	804	397

（イ）やさしい日本語の普及

簡単な日本語やひらがなであれば理解できる外国人市民は少なくありません。「やさしい日本語*」やふりがなを活用して情報提供していくことは有効な手段です。

今後は、行政の発行する文書にふりがなを付けることや、「やさしい日本語」を使用するなどの配慮をする必要があります。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
<p>①外国語による支援の充実</p> <p>外国語による生活情報の提供方法を充実します。</p>	<p>行政文書翻訳（ア） 生活に必要な行政文書を翻訳します。</p> <p>他機関の翻訳情報の提供（ア） 他機関で翻訳されている文書を収集し、提供します。</p> <p>外国語相談員の設置支援（イ）（エ） 日本語と外国語を話すことができる相談員の設置を支援します。</p> <p>出前講座による生活情報の詳細説明（イ） 市内団体の依頼により、ごみ収集などの市の事業について職員が説明します。</p> <p>市ホームページへの翻訳情報掲載（ウ） 生活に必要な情報を翻訳し、掲載します。</p> <p>大府市国際交流協会の情報発信支援（ウ） 情報紙やソーシャルネットワークワーキングサービスでの情報発信を支援します。</p> <p>☆緩やかネットワークの構築（ウ） 外国人市民や日本人支援者の情報交換ネットワークを構築します。</p> <p>☆通訳設置の検討（オ） 通訳の設置について庁内で検討します。</p>
<p>②日本語使用の支援</p> <p>外国人市民が日本語で生活できるように支援します。</p>	<p>日本語教室の開催支援（ア） 大府市国際交流協会やNPO団体の日本語教室の開催を支援します。</p> <p>☆やさしい日本語研修会（イ） 市職員がやさしい日本語の使い方を学びます。</p> <p>職員向けやさしい日本語リーフレットの作成（イ） やさしい日本語のポイントをまとめたリーフレットを作成します。</p> <p>☆市ホームページのふりがな対応（イ） ホームページシステムの入替えをする際に検討します。</p>

(2) 住居と労働に関する支援

①住宅情報の提供

(ア) 外国語による住宅情報の提供

本市では、ポルトガル語による市営住宅の入居案内を配布しています。また、県営住宅については、愛知県が作成したポルトガル語、英語、中国語、スペイン語の案内を配布しています。

公営住宅*は住宅セーフティネット*のひとつであるため、今後も、外国人市民に対して情報提供を続けていく必要があります。

②雇用と労働環境の保全

(ア) 労働環境の向上

外国人市民は、来日後に母国で提示された条件と異なる労働環境に置かれた場合、言葉や制度の壁に阻まれて、助けを求めたり環境の改善を要求しにくいことがあります。

事業所などに労働環境の整備について情報提供するとともに、外国人市民に外国語による専門相談機関の情報を提供する必要があります。

(イ) 労働支援のための連携

本市近郊には就労支援や労働問題相談に対応するさまざまな専門機関が設置されていますが、日本の制度に不慣れな外国人市民が適切な相談窓口を選択することは困難です。

そのため、相談内容に適合した相談窓口を案内できるように専門機関と情報交換などの連携を進める必要があります。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

大府市近郊の就労、労働問題相談専門機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
刈谷公共職業安定所 (ハローワーク刈谷)	刈谷市若松町一丁目 46 番地 3	0566-21-5298
ワークプラザおおぶ	大府市中央町五丁目 74 番地 NTT 西日本大府ビル 1 階	0562-48-6160
愛知労働局	名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館 2 階	052-972-0253
半田労働基準監督署	半田市宮地町 200-4 (半田地方合同庁舎内)	0569-21-1030

◇施策

施 策 名	事 業 内 容 (☆は新規事業)
①住宅情報の提供 外国人市民に住宅情報を提供します。	市営住宅の多言語情報提供 (ア) 外国語での情報提供を継続します。
②雇用と労働環境の保全 適正な環境で労働できるように情報提供します。	事業所との情報交換 (ア) 労働環境について情報交換をします。 就労、労働問題に関する専門機関との連携 (ア) (イ) 相談が発生した場合、専門機関と連携できるようにしていきます。 就労、労働問題の相談会などの情報の収集と提供 (ア) (イ) 外国人市民向けの相談会などの情報を提供します。

(3) 医療・保健・福祉面からの支援

①健康づくりの支援

(ア) 医療、保健面の充実

本市では、休日当番医表をポルトガル語と英語に翻訳して市ホームページに掲載しています。

また、愛知県内では「あいち医療通訳システム」*の運用が平成24年度から始まりましたが、このシステムは外国人市民にあまり知られていません。愛知県と連携して外国人市民への周知を図るとともに、彼らと日常的に接する日本人市民にもこのようなサービスがあることを知らせていく必要があります。

国民健康保険制度については、愛知県や国の作成した多言語パンフレットなども活用しながら周知を図っています。しかし、依然としてこの制度の意義を十分に理解できていない外国人市民も存在します。国民健康保険制度は外国人市民側の負担も発生するため、外国語相談員の通訳などを通じて理解を促していく必要があります。

乳幼児健診や予防接種の問診票は、翻訳したものを用意し必要に応じて使用しています。今後は、成人向けがん検診の案内や健康に関する情報も外国人市民が利用しやすくなるように、翻訳と情報提供の方法を検討する必要があります。

②福祉や子育て支援サービスの利用促進

(ア) 福祉・子育て支援面の充実

本市では、保育園の入所案内などの子育て支援情報をポルトガル語に翻訳しています。子育て支援情報は定住志向の強い外国人市民にとって重要であるため、引き続き翻訳を進めていく必要があります。また、児童センターなどを利用する外国人市民にどのような情報を提供していくべきか、各施設と情報交換をする必要もあります。

高齢者については、言葉の問題を抱える外国人市民が少ないため現時点では問題となっていませんが、今後外国人市民の高齢化が進んだ場合、何らかの対応が必要となる可能性があります。

DV*相談や障がい者相談は、市庁舎内で外国語相談員の通訳を介しながら相談を受けており、継続して担当部署と連携していくことが必要です。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
①健康づくりの支援 健康な生活を送れるように 情報提供します。	「あいち医療通訳システム」の周知（ア） システムを周知します。 外国語相談員の設置支援（再掲）（ア） 行政文書翻訳（再掲）（ア） ☆保健情報提供の検討（ア） 翻訳する情報と提供方法を検討します。
②福祉や子育て支援サービスの 利用促進 福祉や子育て支援サービスを 受けられるように情報提供します。	外国語相談員の設置支援（再掲）（ア） 行政文書翻訳（再掲）（ア） 保育園や児童センターとの情報交換（ア） 外国人市民の利用について情報交換します。 DV相談、障がい者相談、高齢者相談の 担当部署との連携（ア） 相談時に適確に対応できるよう、情報交換します。

（４）防災・防犯面からの支援

①外国人市民とともに進める防災

（ア）平常時の防災対策

本市では、「大府市防災マップ」を英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語、日本語の5か国語で作成し、転入時に配布しています。

また、大府市防火危険物安全協会が「外国人のための防災講座」として、地震体験や消火器、AED*の使用方法を学ぶ機会を提供しています。この講座は、外国人市民を災害弱者としてのみ捉えるのではなく、助ける側になってもらうことも意識して実施されています。

今後も、地震などの災害のない国から来た外国人市民に、防災情報や訓練の機会を提供して防災意識を高めてもらう必要があります。

(イ) 災害時の対応の充実

「大府市地域防災計画」によって外国人市民は災害時に支援を必要とする要配慮者として位置付けられています。しかし、外国人市民への避難情報の提供や避難所での対応、支援情報の提供の仕組みは構築されていません。

愛知県や愛知県国際交流協会の情報を活用しながら、当事者である外国人市民とともに備えを進める必要があります。

②防犯や交通安全の意識啓発

(ア) 防犯や交通安全情報の提供

愛知県警察では 110 番通報を受け付ける通信指令室に外国語を話すことができる職員を配置したり、希少言語でも対応できる通訳センターを設置しています。

本市では自転車を使用する外国人市民が多く見られるため、交通ルールや安全な乗り方を周知する外国人市民向けちらしを配布するほか、要請に応じて交通安全講座を開催しています。

技能実習生などは数年で帰国し、また新たな技能実習生が来日するため、繰り返し啓発する必要があります。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
①外国人市民とともに進める防災 情報の提供や防災訓練をします。	多言語防災マップ作成（ア） 多言語に翻訳した防災マップを作成します。 外国人のための防災講座実施支援（ア） 外国人市民が参加する防災講座の開催を支援します。 ☆外国人向け防災情報意見交換会の開催（ア）（イ） 外国人市民と行政が防災情報の提供について意見交換します。
②防犯や交通安全の意識啓発 安全な生活が送れるように情報提供します。	ちらしなどの作成と配布（ア） 防犯や交通安全のちらしなどを多言語で作成し、配布します。 事業所との情報交換（再掲）（ア）

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

2. ^{こどもたち} ^{きょういくしえん} 子どもの教育支援

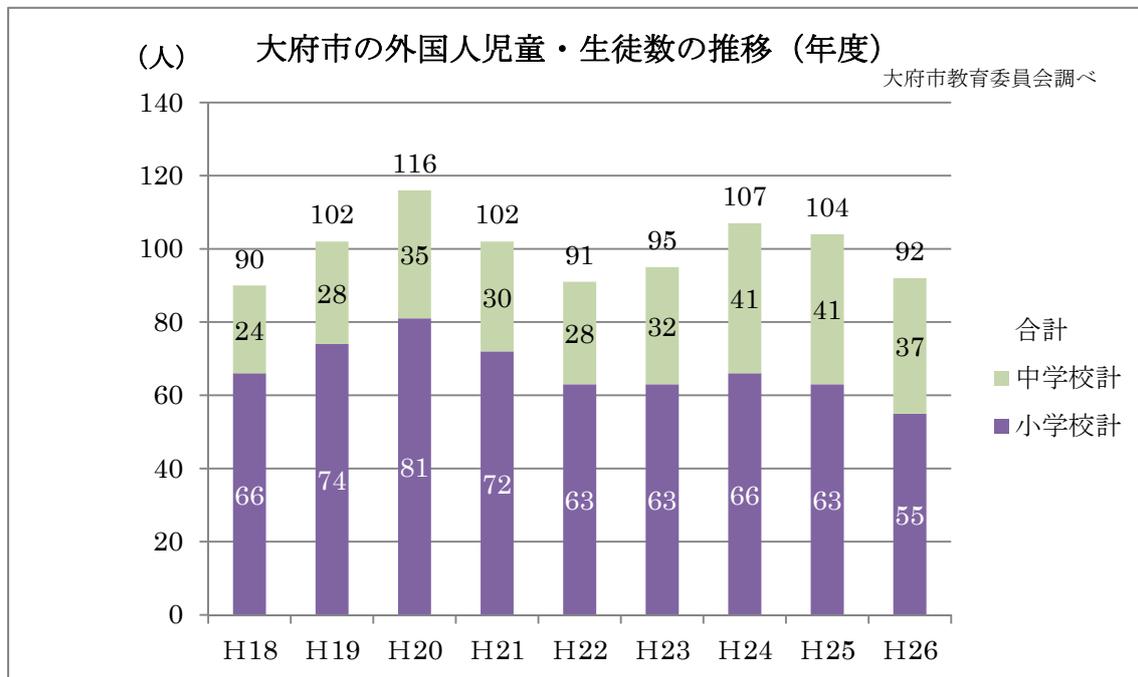
次世代を担う子どもたちには、国籍や母語*を問わず十分な教育が受けられる環境を提供する必要があります。外国籍の子どもたちが日本の公立小中学校への就学を希望する場合は、日本人と同様の無償教育*を受けることができます。

製造業などの事業所が多い本市においては、仕事を求めて来日した外国人市民が定住して家庭を持ち、住み続ける可能性が高いと考えられます。

平成 25 年度学校基本調査*によると中学生の全国平均高校進学率は 98.3%ですが、本市の平成 23 年度から平成 25 年度までの日本語指導が必要な生徒の進学率を調査したところ、全国平均 98.3%より低い 84.2%という結果になりました。日本語指導が必要な生徒の進学しなかった理由として最も多いのは「本人が希望しない」であり、そのほかには「家庭の都合」や「本人の日本語能力の不足」がありました。

本市の小中学校に在籍している外国人児童・生徒*数は 100 人前後で推移しています。

そのうち日本語指導が必要な児童・生徒数は、平成 26 年 5 月現在で 69 人です。多くはポルトガル語を母語としますが、それ以外の言語を母語とする外国人児童・生徒もいます。



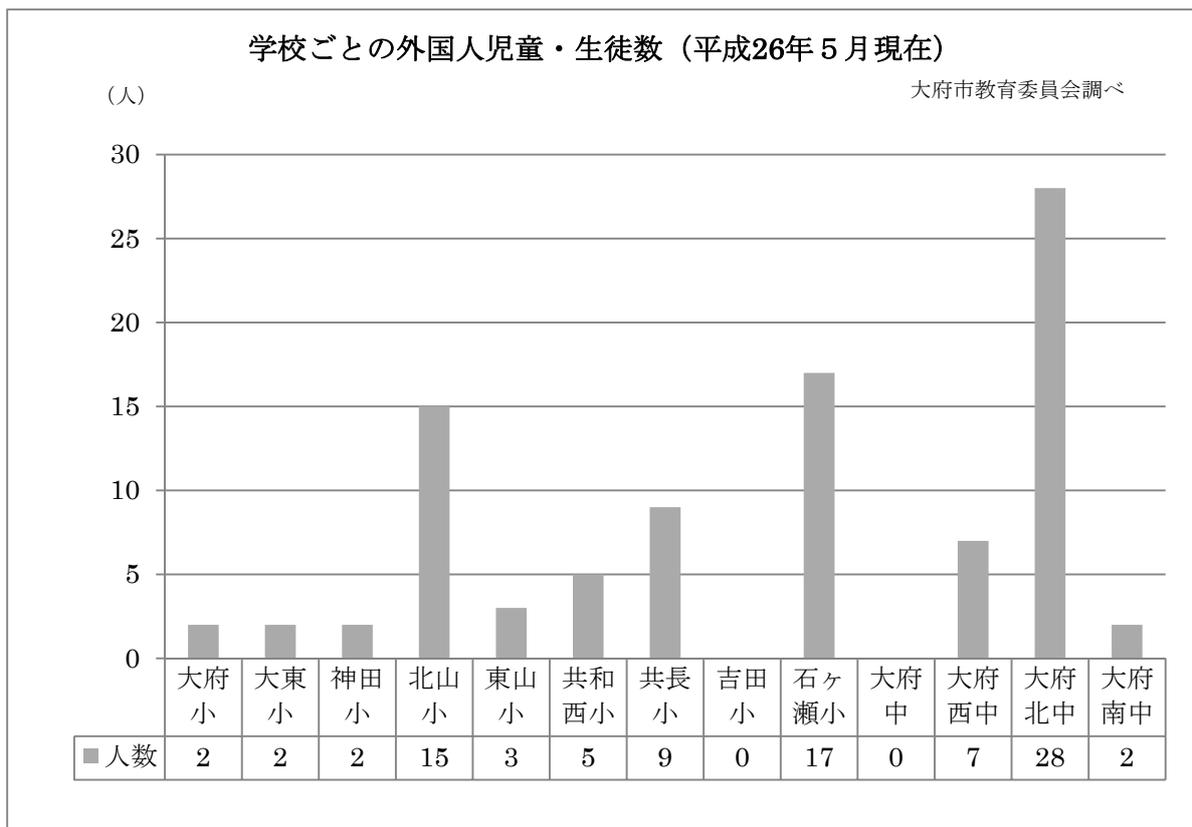
*印の用語は「第 4 章資料 1 用語集」に解説があります。

日本語指導の必要な児童・生徒数（平成26年5月現在：大府市教育委員会調べ）

人 数	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語*	中国語	その他	合 計
小学生	18人 (45%)	7人 (18%)	7人 (18%)	4人 (10%)	4人 (10%)	40人 (100%)
中学生	15人 (52%)	3人 (10%)	3人 (10%)	5人 (17%)	3人 (10%)	29人 (100%)
合 計	33人 (48%)	10人 (14%)	10人 (14%)	9人 (13%)	7人 (10%)	69人 (100%)

※%は小数点以下四捨五入。

本市における外国人児童・生徒は、北山小学校区や共長小学校区、石ヶ瀬小学校区に集住していますが、それ以外は散在しています。同じ市内の学校であっても、外国人児童・生徒の有無や人数によって抱える問題が異なるため、一様な対策を取りにくいと言えます。



*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

(1) 学校に通うための支援

①就学への支援

(ア) 不就学児の就学促進

近隣自治体の調査結果によると、外国籍の子どもたちの中には学齢期でありながらどこにも就学していない不就学児がおり、十分な教育を受けることができないケースがあります。「就学に必要な資金がない。」「日本語が分からない。」「すぐに帰国する。」といった理由があるようです。外国籍の子どもの保護者が、義務教育期の就学援助制度や日本語指導担当教諭の配置された学校があることを知らないために不就学となっていたり、外国人差別があるのではと保護者が不安に思っている可能性があると言えます。永住傾向が強まる中、そのような不就学の子どもたちも日本に住み続けることになると考えられます。

本市では、日本人の子どもたちと同様に外国籍の子どもたちにも就学時健康診断*の案内を送付したり、学齢期の外国籍の子どもが転入した際には市民課窓口にて学校教育課に立ち寄るよう声を掛けています。しかし、短期で帰国する予定だった親子が日本に住み続けることになった場合や外国人学校を途中で辞めてしまった場合などは、把握しきれていないのが現状です。

長期にわたり子どもが不就学状態に置かれぬよう、そのような子どもの家庭を訪問して保護者や子どもに支援制度や学校の様子を伝えて就学を促す必要があります。

(イ) 就学前児を持つ保護者への働きかけ

小学校の入学説明会などでは、通訳を配置して入学までの準備や学校のルールについて知らせています。しかし、日本で育った家族が誰もいない家庭の場合、日本人市民であれば常識である、学校では上靴に履き替えることや通学団などの仕組みを十分に理解できておらず、入学後にさまざまな困難を抱えることがあります。そのため、更に機会を捉えて就学前児*を持つ保護者に対し詳しく説明する必要があります。

②学校で困らないための支援

(ア) 日本語指導担当教諭*の配置

小中学校に日本語指導を必要とする児童・生徒が一定数を越えた場合、愛知県教育委員会より日本語指導担当教諭*が配置されます。平成26年度は本市に5人が配置されました。この教諭が中心となり、対象児のみ別教室で指導する「取出し型授業」や、在籍学級で対象児に付き添う「入り込み型授業」の形で指導や支援を行っています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

このような教諭の配置がない場合は、既存の体制で対応することになり、複数の教諭が空き時間を工面して「取出し型授業」などを行っています。

外国人児童・生徒の日本語能力は個人差が大きいため、個別に指導計画を作成するなどきめ細かな対応をする必要があります。

(イ) 日本語母語指導員の派遣

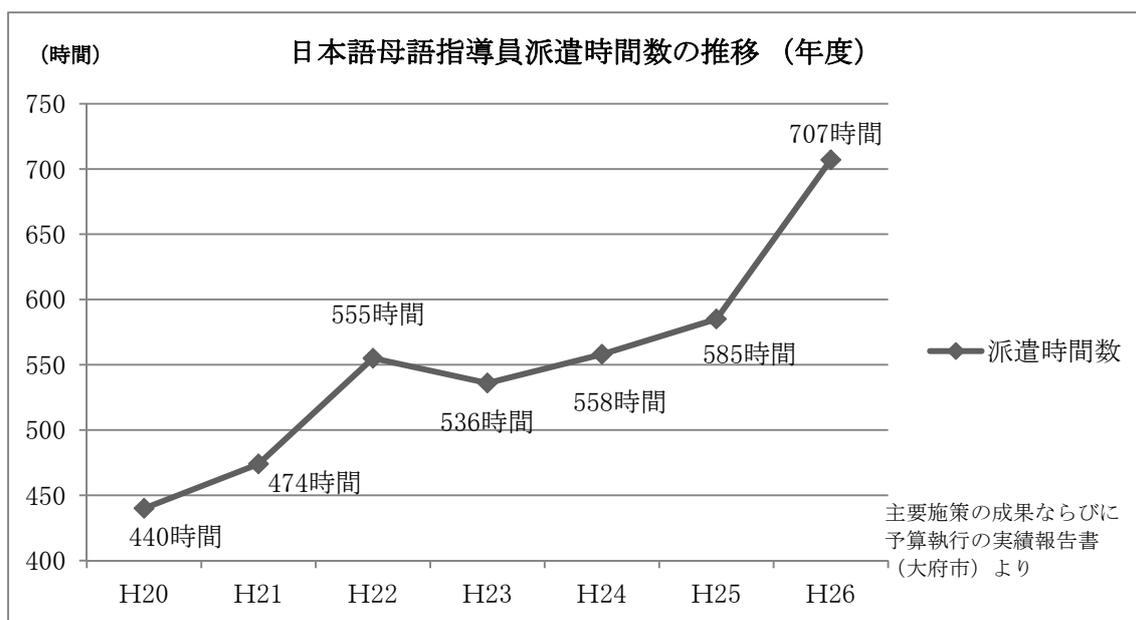
市教育委員会では、日本語と外国語の2か国語を話すことができる日本語母語指導員を学校の要請に応じて派遣しています。日本語母語指導員は、外国人児童・生徒や保護者に母語で学校生活や行事の説明をしたり、担任教諭の家庭訪問に同行するなどしています。

また、家庭以外で母語を使用する機会の少ない外国人児童・生徒に母語を学習する場を提供し、自らの母語やルーツに誇りを持てるよう指導しています。日本語指導担当教諭の配置がない学校では、簡単な日本語を教えることもあります。

このように日本語母語指導員は、外国人児童・生徒とその保護者を支え学校との架け橋となる役割を担っています。しかし、年度の途中で外国人児童・生徒が編入する場合には年度当初に計画した派遣時間数では不足し、十分な対応ができないことがあります。

外国人児童・生徒が安心して通学し自立した社会人を目指して教育を受けるためには、日本語母語指導員の派遣を充実させる必要があります。

加えて、外国人児童・生徒には多国籍化の傾向が見られ、希少な言語を母語とする子どもが入学したり編入したりする場合があります。このような場合でも学校は、速やかにその外国人児童・生徒に対応しなければなりません。希少言語が話せる日本語母語指導員を速やかに確保するためには、大学などの他機関との連携を進める必要があります。



コラム：母語と自己肯定感

日本で育つ外国人児童・生徒は、家庭以外では日本語に囲まれて成長するために母語があまり話せないことがあります。これが原因で日本語が十分に理解できない親とのコミュニケーションがうまくいかなかったり、自らの母語や母国文化を学ぶ機会がなく自分に自信を持ってないケースがあります。

外国人児童・生徒の集住している地域で、家庭以外の場で母語や母国文化を学ぶ場を提供したところ、親との関係が好転したり自分のルーツに誇りを持てるようになった事例がありました。加えて、自分に自信が持てるようになると自主的な学習意欲が高まるなどの相乗効果も報告されています。

(ウ) 学校間の連携

外国人児童・生徒を指導した経験のない学校に外国人児童・生徒の編入があった場合、学校は日本語指導教材や外国人児童・生徒の日本語能力の把握の仕方や、保護者への対応方法などさまざまな情報を集めなければなりません。

学校がこのような情報をスムーズに収集できるようにするために、外国人児童・生徒担当教諭同士が連携し、情報交換のネットワークを構築する必要があります。

コラム：実情に応じた取組

外国人児童の多い北山小学校では、ポルトガル語を話すことができる通常学級特別支援員が常駐しており、外国人児童や保護者と円滑なコミュニケーションができる環境を用意しています。通常学級特別支援員は、保護者からの問合せに回答したり、学校で発生したトラブルを保護者に伝えたりしています。特に児童間のトラブルについては、従来は保護者に日本語で詳しい状況を伝えることが難しく内容を誤解されることもありましたが、ポルトガル語で対応できるようになってからはそうした誤解がなくなり保護者からのクレームが減ってきています。

また、一般的に日常会話で使う生活言語の習得は2～3年、学習言語*の習得は5年以上かかると言われており、外国人児童・生徒は日本人生徒より学習が遅れがちになります。このため、外国人生徒が多い大府北中学校では、長期休暇中に日本語指導の必要な生徒向けの各教科の補習授業を行っています。

そのほかの学校においても、学校が一体となって外国人児童・生徒に支援を行っています。例えば、学習内容は理解できているが漢字が読めないために定期テストなどを受けることが難しい生徒のためにふりがなを付ける支援や、別室で教諭が説明をしながらテストを受けさせる支援などを行っています。ほかにも専用の教室がない中で「取出し型授業」をする際に会議室や図書室などを利用するなど、各学校は実情に応じた取組を行うことで、できる限りの支援を行っています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
①就学への支援 子どもたちが義務教育を受けられるように支援します。	就学時健康診断案内の送付と就学確認（ア） 案内の送付と未受診者の就学確認を行います。 ☆不就学児家庭訪問（ア） 通訳者や学校関係者とともに家庭訪問をします。 ☆就学前児を持つ保護者へ説明機会や情報の提供（イ） 学校生活に関する詳しい説明を受ける機会や、詳細な情報を提供します。
②学校で困らないための支援 安心して学校生活を送れるように支援します。	日本語指導担当教諭配置の充実（ア） 日本語指導担当教諭の配置を充実するよう愛知県に働きかけていきます。 日本語母語指導員の充実（イ） 指導員の派遣を充実させます。 「学校便り」などの多言語翻訳（イ） 児童・生徒やその保護者へ渡す「学校便り」などを翻訳します。 ☆他機関との連携（イ） 支援のための人材情報を得るために大学などの機関と連携します。 ☆外国人児童・生徒担当教諭ネットワーク（ウ） 情報交換や研修のできるネットワークをつくります。

（２）外国人児童・生徒が将来自立するための支援

①将来に夢を持つための支援

（ア）外国人児童・生徒への将来像の提供

中学校では、日本人生徒と同様に外国人生徒にも進学や就職の進路指導をしています。しかし、外国人生徒の中には、保護者とは異なる職業について詳しく知らなかったり、好きな職業やなりたい職業に就くことを最初から諦めるなど、多様な将来像を描きにくい子どももいると思われまます。

日本で学び育ち、さまざまな分野で活躍している外国人市民のロールモデル*を知る機会を提供することで、外国人生徒本人の将来への展望や進学への意欲を高める必要があります。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

(イ) NPOなどの民間団体による学習支援

言葉の壁による学習の遅れへの支援として、さまざまな場で民間団体による学習支援が行われています。

本市では、NPO団体が外国人児童・生徒の集住している地区で中学生向け学習支援教室を開催しています。日本人や外国人の学生ボランティアが中心となり、勉強だけでなく仕事や将来についても気軽に話せる場として外国人市民の信頼を集めています。

また、外国人児童・生徒限定ではありませんが、シルバー人材センターの「シルバー寺子屋」では、教職員OBが子どもたちに家庭的な雰囲気の中で学習習慣を身に付けられるように家庭学習のサポートをしています。

このような情報を収集し、外国人児童・生徒や保護者に提供するとともに、民間団体と協働した外国人児童向けの学習支援教室の在り方を検討していく必要があります。

加えて、NPOなどの民間団体による学習支援事業が継続的かつ安定的に実施されるよう支援していく必要があります。

②高校進学への支援

(ア) 高校進学につながる保護者への働きかけ

外国人児童・生徒の保護者の中には、高校進学の仕組みを理解していない人もいます。そのため、中学校では進学説明会に通訳を配置するだけでなく、外国人生徒の保護者向けの進学説明会を実施することもあります。

外国人生徒は、私立高校や専修学校に進学することが多いため、公立高校等へ進学する生徒と比較して教育費が高額になる傾向にあります。外国人児童・生徒の保護者には、子どもが小学生のうちから高校進学の仕組みや費用などの情報を伝えて、早い段階から経済的な準備をするよう呼び掛ける必要があります。

コラム：保護者の地域とのつながりと、外国人児童・生徒の教育・進学

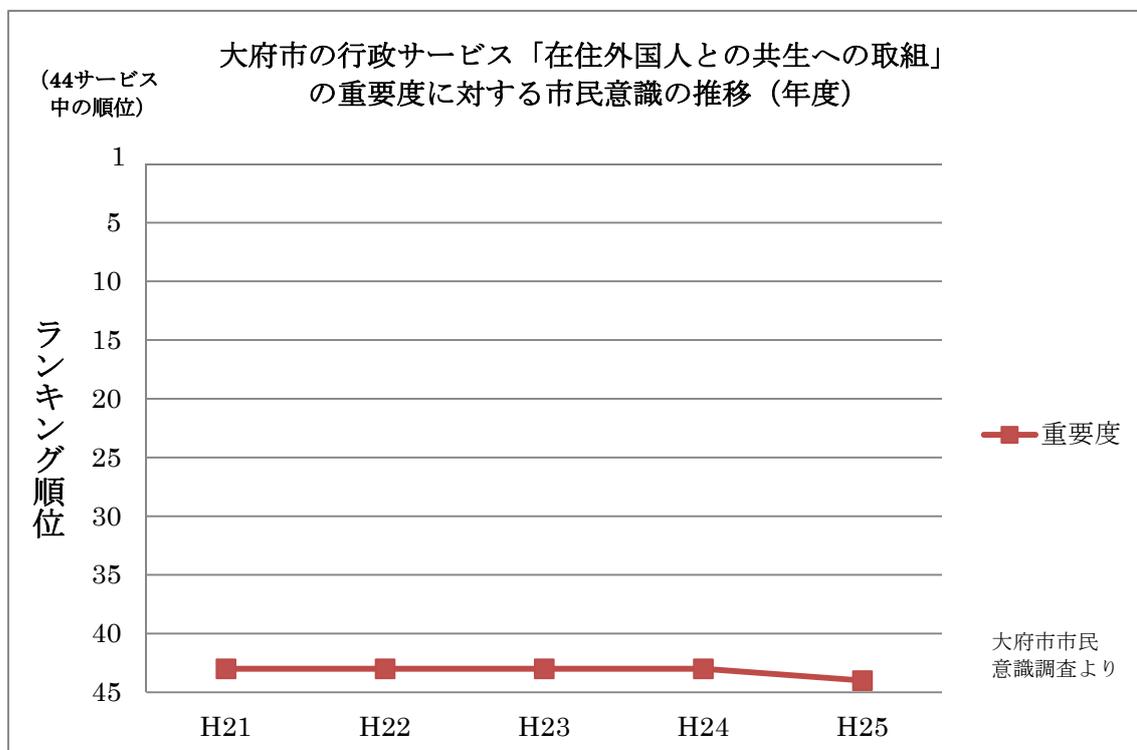
子どもを大学へ進学させた外国人市民に進学についてどのように情報を得たか質問すると、「日本人保護者から教えてもらった。」との回答がありました。その際の日本人保護者との接点はPTAや子ども会などの役員だったそうです。したがって、外国人市民の地域活動や地域とのつながりは、外国人児童・生徒の教育や進学にも影響を及ぼす重要な要素であると考えられます。

◇施策

施策名	事業内容（☆は新規事業）
<p>①将来に夢を持つための支援</p> <p>多様な将来像を描けるように支援します。</p>	<p>☆ロールモデルの情報収集と提供（ア） さまざまな職業についての外国人市民を紹介します。</p> <p>☆外国人児童向け学習支援教室の検討（イ） 外国人児童を対象とした学習支援について検討します。</p> <p>☆多様な学習の場の情報提供（イ） 学習支援情報を外国人児童・生徒に提供します。</p> <p>☆NPOなどへの情報提供（イ） 学習支援活動に資する情報を提供します。</p>
<p>②高校進学への支援</p> <p>進学の夢を実現するために支援します。</p>	<p>☆進学の仕組みなどの情報提供（ア） 保育園や小学校などに通っている外国人児童の保護者に、日本の進学の仕組みについて情報提供します。</p>

3. ^{だれ}誰もが^{さんか}参加する^{ちいきづくり}地域づくり

大府市市民意識調査*によると、44 項目の行政サービスの重要度調査において多文化共生の施策である「在住外国人との共生への取組」の重要度は低いまま推移しています。これは、日本人市民と外国人市民との間に日常的な交流もトラブルも少なく、日本人市民が外国人市民を意識することがほとんどない状況で関心が低いためだと考えられます。こうした状況では、外国人市民が困難を抱えていても周囲は気付きにくい可能性があります。また、外国人市民を積極的に地域活動に巻き込もうとする意識も低い状況にあると言えます。



外国人市民と日本人市民の間には「言葉の壁」「制度の壁」「心の壁」という3つの壁があると言われています。この中でも、地域で暮らしていくために一番の障壁となるのが「心の壁」と呼ばれる誤解や偏見であり、それらを払拭することが重要と考えられます。この「心の壁」を取り除くには、交流を通じて相手の立場や問題を知り共感することが有効です。

*印の用語は「第4章資料1用語集」に解説があります。

(1) 連携と協働による意識づくり

①交流による多文化共生意識の醸成

(ア) 多様な文化体験・学習による意識づくり

大府市国際交流協会では、ホームステイの受入れ、外国の料理交流会、国際交流デーなどを通じて外国人市民との交流の場を提供しています。また、産業文化まつりにおけるフェアトレード商品*の販売などで、国際問題を知る機会も提供しています。公民館でも外国の文化を知るための講座を開催しています。

多様な文化を体験することや学ぶことはお互いを理解し認め合う第一歩であるため、これらの事業を継続的に提供していく必要があります。

大府市国際交流協会の体験・学習事業

- ・ NYジャパンソサエティー派遣教員市内学校見学
- ・ 外国人のための防災講座（共催）
- ・ 料理交流会
- ・ フェアトレードワークショップ
- ・ 産業文化まつり出展
- ・ 多文化交流バスハイク
- ・ 国際交流デー
- ・ ホームステイ受入れ

公民館の講座

- ・ 韓国語入門講座（北山公民館）
- ・ 外国を知る講座（長草公民館）
- ・ 大人の学び舎：英会話（東山公民館）

(イ) 姉妹都市交流による意識づくり

本市は、オーストラリアのポート・フィリップ市と姉妹都市提携を結んでいます。ポート・フィリップ市との交流では、中学生の海外派遣、姉妹校交流の支援、市民訪問団の相互派遣など外国の文化を体験し外国人と交流する機会を提供しており、国際的な視野や感覚を持った人材の育成に貢献しています。職員交換派遣事業では双方の抱える課題について情報交換や成功事例の紹介を行っています。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

移民の国オーストラリアから多文化共生について学ぶことは多く、市民の多文化共生意識の醸成のために姉妹都市交流を継続していくことが望まれます。また、交流の成果をより多くの市民に広めていく必要があります。

姉妹都市交流

- ・石ヶ瀬小学校とセント・キルダ小学校の姉妹校交流
- ・中学生海外派遣事業
- ・大府東高校とエルウッド・カレッジの姉妹校交流
- ・ペンギン募金
- ・職員交換派遣事業
- ・市民訪問団の派遣、受入れ

(ウ) 地域での交流による意識づくり

本市において外国人市民が集住している北山地区では、外国人市民がコミュニティ運動会に出場したり、公民館まつりで民族舞踊を披露しています。また、NPO団体主催の外国人市民による日本語スピーチコンテストでは、地域の日本人市民が審査員を務めています。さらに、北山地区の中でも特に外国人市民が集住する県営梶田住宅自治会では、住民同士の交流を目的に秋まつりを実施しており、日本人市民と外国人市民との交流が図られています。

外国人市民の地域行事への参加は、日本人市民が外国人市民の存在を認識するきっかけとなったり、外国人市民への誤解や偏見を取り除くことにもつながります。また、外国人市民にとっても地域への愛着を持つことにつながります。行政は、市民団体によるこれらの活動が地域に根付くように支援していく必要があります。

コラム：多文化共生意識の地域への浸透

日本のルールや慣習を知らずに生活していた外国人市民のごみ分別や騒音問題などにより、外国人市民に対して偏見や「理解し合うのが難しい。」という感情を抱いている日本人市民も存在すると思われます。こうした誤解を解消していくためには、両者が地域行事などで交流の機会を持つことが有効です。

外国人市民に地域活動に参加してもらうには、地域に愛着を持ってもらうことが大切です。運動会への参加や、地域のお祭りに民族舞踊を披露することにより「自分と自分の文化が地域社会に受け入れられている」という感覚を持つことができます。

こうして、交流によって少しずつ誤解が消えお互いの文化や慣習への理解が進むことで、多文化共生の意識が地域に浸透していくと考えられます。

②民間団体の活動と連携支援

(ア) 交流活動を支える人々との協働

活動が活発なNPOなどの民間団体や地域団体には、活動を支える日本人市民のキーパーソン*が存在します。「外国人市民の人権を守りたい。」「地域の活性化には外国人市民の協力が欠かせない。」「交流が楽しい。」など、キーパーソンの活動動機はさまざまです。

また、日本人市民だけでなく外国人市民にも交流に前向きな人がいます。こうした人々が協力し合って活動するためには、通訳をしたり文化や慣習の違いについて助言するなど、双方の架け橋となる人の存在が重要です。

行政は、交流活動を支えるキーパーソンや架け橋となる人を見つけ出して連携の場を設けることや、情報提供して活動を支援する必要があります。そのためには、さまざまなネットワークに所属している人と広く情報交換ができる緩やかなネットワークを構築することが有効です。

(イ) 外国人市民自助組織との連携

豊田市や豊橋市など外国人市民が多く集住している地域では、同国人同士で助け合う自助組織を立ち上げているところがあります。

しかし、本市においては同国の友人、知人同士が個人的に仕事や日常生活の情報交換をすることはあるようですが、組織的に活動している自助組織の存在は把握できていません。

今後、自助組織の存在を把握した場合は、行政、NPOなどの民間団体や地域団体と連携を取れるようにしていく必要があります。

*印の用語は「第4章資料1 用語集」に解説があります。

◇施策

施 策 名	事 業 内 容 (☆は新規事業)
<p>①交流による多文化共生意識の醸成</p> <p>多様な交流により 多文化共生意識を広めます。</p>	<p>大府市国際交流協会の支援 (ア) 大府市国際交流協会事業費を補助します。</p> <p>公民館講座 (ア) 多様な文化を学ぶ公民館講座を実施します。</p> <p>中学生海外派遣事業 (イ) 国際感覚の豊かな人材を育成するため、中学生海外派遣事業を実施します。</p> <p>姉妹都市職員交換派遣事業 (イ) 姉妹都市へ市職員を派遣します。</p> <p>姉妹都市交流事業 (イ) 姉妹都市との交流事業を実施します。</p> <p>公民館まつりなどにおける交流の実施 (ウ) 公民館まつりなどにおいて、外国人市民との交流を図ります。</p> <p>☆交流行事のコーディネート (ウ) 外国人市民が地域行事に参加できるよう市民団体同士をコーディネートします。</p>
<p>②民間団体の活動と連携支援</p> <p>多文化共生のための活動が 活発になるよう 連携と協働を進めます。</p>	<p>☆キーパーソンの発掘 (ア) 緩やかなネットワークを構築し、キーパーソンとなる人を探します。</p> <p>☆緩やかネットワークの構築 (再掲) (ア) (イ)</p>

(2) コミュニティ、自治会などの地域活動への参画

①外国人市民の地域活動への参画

(ア) コミュニティ、自治会などの地域活動への参画促進

日本には、近所の人と親しく付き合い災害などのときには自治会や町内会で助け合う文化があります。この文化を理解してもらうため、本市では転入時にポルトガル語と英語に翻訳した自治会加入案内を配布しています。

外国人市民の地域活動への参画に当たっては、外国人市民の理解を進めていく必要がありますが、これに加えて日本人市民側も、漢字が苦手な外国人市民に自治会などの役員を依頼する場合などの配慮を考える必要があります。

そして、地区によっては自治会の担い手の高齢化が進み、外国人市民にも役員を担ってもらわなければ自治会の存続が危ぶまれるような状況も生まれつつあります。

本市で外国人市民が自治会役員を担った事例や、外国人市民の集住している他市町の成功事例を参考に、外国人市民の地域活動への参画を促進する必要があります。そのためには、分かりやすい地域のルールや地域活動のマニュアルの作成、住民同士の風通しの良い関係の構築など、外国人市民が参画しやすい地域の環境づくりも大切です。このような取組を進めることで、外国人市民のみならず地域住民全員がより参画しやすい地域活動の形が生まれ、地域全体の活性化も期待できます。

◇施策

施策名	事業内容 (☆は新規事業)
①外国人市民の地域活動への参画 地域活動に参画できるよう支援します。	☆先進地事例研修 (ア) 先進的な取組をしている自治会を参考にした研修をします。 外国人市民の自治会活動参加への支援 (ア) 参加に必要な文書の翻訳などを行います。 ☆外国人市民の地域における防災活動への参加促進 (ア) 外国人市民が地域の防災活動に参画できるよう支援します。 ☆市民向けやさしい日本語の普及 地域での活動時にコミュニケーションがとれるよう、やさしい日本語を広めます。

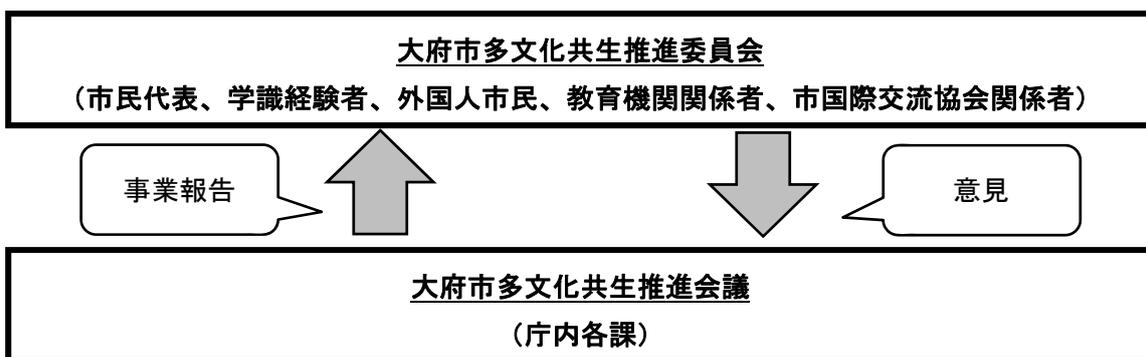
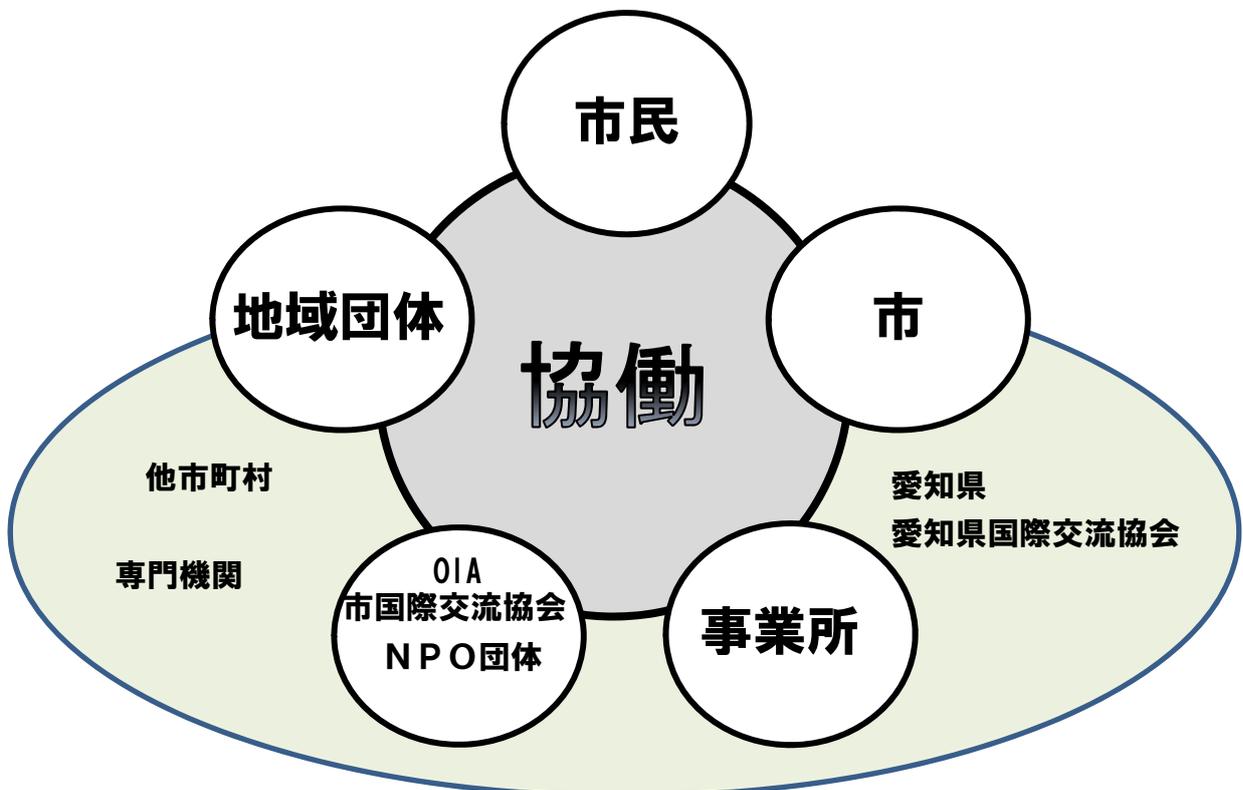
だいさんしょう すいしんたいせい 第3章 推進体制

多文化共生社会の実現は、外国人市民と日本人市民の全てのライフステージに関わることであり、幅広い分野に及びます。

そのため、本プランを実現していくには市のみでなく、地域団体、大府市国際交流協会、NPO団体、事業所、市民が連携して推進していく必要があります。

また、本市のみでは解決が難しい問題やほかの地域に学ぶべき事例がある場合には、愛知県や愛知県国際交流協会、他市町村、専門機関の協力を得て対応していく必要があります。

行政内部の推進体制としては、大府市多文化共生推進委員会から意見を受け、庁内の大府市多文化共生推進会議にて事業の推進を図ります。



第4章

資料

1. 用語集

用語	意味
あいち医療通訳システム	愛知県、医療関係団体、大学、県内全市町村で設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」が運営する、通訳派遣や電話通訳などにより外国人県民と医療機関との言葉の壁を取り除くことを目的としたシステムです。通訳にかかる経費は医療機関と利用した外国人県民本人が負担します。
AED	急病者の救命のため、必要に応じて電気的なショックを与える自動体外式除細動器の略称です。公共施設などに設置されており、その場にいる人が自由に使用できます。
大府市市民意識調査	本市での暮らしに対する満足度や地域社会との関わり方などについて広く市民意見を収集することを目的に毎年市が実施する調査です。
外国人児童・生徒	本プランでは外国籍や外国にルーツをもつ学齢期の子どもたちを指します。児童は小学校に通っている子ども、生徒は中学校に通っている子どもを指します。
外国人市民	本プランでは外国にルーツを持つ市民と言う意味で用います。本市在住の外国籍市民のみならず、日本国籍を取得した人、国際結婚によって生まれた子ども、外国で生まれ日本語が話せない日本人など外国にルーツを持つ市民も、外国人市民の人と同様の課題を抱えている場合もあることから、本プランではこれらの人々も視野に入れ「外国人市民」という表現を用います。
外国人登録制度	平成24年の住民基本台帳法改正まで存在した、在留外国人を管理するための登録制度です。外国人本人の申請に基づいて登録するもので、市区町村ごとに外国人登録原票が保管され、現住所の証明や人口の調査などに利用されていました。
学習言語	教科の学習時などに使う言語です。抽象的、概念的な語彙が多く含まれます。
学校基本調査	文部科学省が毎年行う、学校教育法に規定される全ての学校と市町村教育委員会を対象とした統計調査です。

韓国・朝鮮	「韓国」は大韓民国を表し、「朝鮮」は朝鮮半島という地域の出身者であることを表します。
キーパーソン	ある団体や人間関係などにおいて、特に大きな影響を全体に与える鍵となる人物です。
公営住宅	公営住宅法に基づき都道府県や市町村が建設し、賃貸する住宅です。市営住宅は市、県営住宅は県が建設・運営する公営住宅を指します。
在留外国人	特別永住者と中長期在留者（3か月以上の在留が決定された「短期滞在」「公用」「外交」以外の在留資格を有する外国人）のことです。
在留資格	「出入国管理及び難民認定法」の規定による、外国人が日本に入国し活動するために必要な資格です。
就学援助制度	学校教育法において定められた、経済的理由により就学困難と認められる児童又は保護者に対し市町村が行う援助制度です。
就学时健康診断	小学校に入学する直前に行う健康診断です。就学前年度の11月30日までに行います。
就学前児	小学校などの初等教育機関に就学する年齢に満たない児童です。
住宅セーフティネット	経済的な理由などによって住宅に困窮する世帯に対し、最低限の安全を保障するための社会制度です。公営住宅は住宅セーフティネットのひとつです。
住民基本台帳法	市町村がその住民について、住民としての地位に関する正確な記録を常に整備しておくための制度です。外国人市民にも日本人と同様、基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性が高まったため、平成24年の改正により外国人市民も対象となりました。
少子高齢社会	出生率の低下や平均寿命の伸びにより人口全体に占める子供の割合が減るとともに65歳以上の高齢者の割合が高まった社会です。65歳以上の高齢者の割合が14%を超えた社会を高齢社会と呼びます。
ダイバーシティ	英語で「多様性」を意味する単語です。
第5次大府市総合計画	平成22年度から平成32年度までを計画期間とした本市のまちづくりの基本となる計画です。多文化共生については、「第2部まちを支え将来を担う人づくり」の中の「第4章 国籍・性別を越えてお互いを尊重し合える社会づくり」に記載があります。

DV	同居関係の配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力（ドメスティック・バイオレンス）の略称です。
日系人	外国に移住し当該国の国籍又は永住権を取得した日本人の子孫です。
日本語指導が必要な児童・生徒	本プランでは、国籍に関わらず日本語で日常会話が十分にできなかったり学習活動に参加することが難しく日本語指導が必要な児童・生徒を指します。 ポルトガル語はブラジルなど、スペイン語は南米諸国などで話されている言語です。
日本語指導担当教諭	日本語指導を必要とする児童・生徒が一定数を越えたとき、愛知県教育委員会により配置される日本語指導担当の教諭です。児童・生徒の生活面の適応、日本語学習、教科学習などの指導や支援を行います。正式には日本語教育適応学級担当教員といます。
フィリピン語	フィリピンの公用語のひとつ。タガログ語を基礎としています。
フェアトレード商品	発展途上国の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することを通じて、その生産者や労働者の生活改善と自立を目指す運動です。
母語	幼少期から自然に習得する言語です。
無償教育	金銭負担なく受けられる教育です。日本では小学校から中学校までの9年間の普通教育は無償であり、その教育を受けさせることが保護者の義務である（義務教育）とされています。外国籍の子どもは義務教育の対象外ではありますが、日本が批准している「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約」などにより、希望すれば9年間の無償教育を受けることができます。
やさしい日本語	普通の日本語よりも簡単で、「難しい語彙を使わない。」「文の構造を簡単にする。」など、外国人もわかりやすく配慮された日本語です。 (例)「断水」→「水が使えない」など
リーマンショック	平成20年9月にアメリカ合衆国の投資銀行が破綻したことに端を発して起こった世界的な金融危機です。
ロールモデル	具体的な行動を模倣・学習する対象となる人材です。本プランでは外国人児童・生徒が自らの将来像を描く際に模範となる人材を指します。

2. 大府市の多文化共生施策の経緯

年 月	内 容
平成4年4月	大府市国際化会議を設置 大府市国際化会議設置要綱を施行 大府市国際交流基金を設置
平成4年10月	大府市国際交流協会が設立
平成6年4月	企画部企画課に国際交流担当主査を設置 大府市国際交流協会が日本語教室を開講
平成7年4月	大府市国際交流協会が外国人向け情報紙「ほほえみ」を刊行
平成12年4月	総務部企画課 国際交流係を設置
平成13年8月	大府市国際交流協会が外国語相談窓口を開設
平成13年11月	大府市国際交流協会ホームページを開設
平成17年4月	市民協働部文化国際課 国際交流係に変更
平成21年4月	大府市国際化会議の名称を大府市多文化共生推進会議に変更
平成22年4月	市民協働部文化国際課 多文化共生係に変更
平成22年4月	大府市多文化共生推進委員会を設置
平成23年3月	大府市多文化共生推進プラン～ダイバーシティおおぶ～を策定
平成25年4月	市民協働部協働促進課 多文化共生係に変更 行政文書のポルトガル語翻訳を開始 大府市国際交流協会の日本語教室よりNPO団体WKYが独立
平成26年8月	市ホームページに英語とポルトガル語の生活情報の掲載を開始
平成27年10月	大府市多文化共生推進プラン2を策定

3. 大府市多文化共生推進プラン2策定の経過

年 月 日	内 容
平成 26 年度	
H26 年 5 月 19 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン改訂説明、意見交換
H26 年 7 月 11 日	第 1 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン改訂説明
H26 年 7 月 24 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●重点分野について意見交換
H26 年 11 月 17 日	第 3 回多文化共生推進委員会 ●プラン案意見交換 1 回目
H27 年 1 月 8 日	第 4 回多文化共生推進委員会 ●プラン案意見交換 2 回目
H27 年 3 月 20 日	第 3 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン案説明
平成 27 年度	
H27 年 5 月 20 日	第 1 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン全体案確認
H27 年 6 月 18 日	第 1 回多文化共生推進委員会 ●プラン全体案確認
H27 年 6 月 25 日	市議会全員協議会説明
H27 年 6 月 26 日	パブリックコメント実施（7 月 25 日まで）
H27 年 8 月 21 日	第 2 回多文化共生推進委員会 ●パブリックコメントについて
H27 年 9 月 30 日	第 2 回多文化共生推進会議【庁内】 ●プラン関連事業の説明

4. 大府市多文化共生推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 国籍、民族等の異なる市民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていく社会の実現に向け、多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進について広く意見を聴取するため、大府市多文化共生推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 多文化共生の推進に係る計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) 多文化共生の社会づくりに向けた市のあり方に関すること。
- (3) 外国人市民の現状と課題に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 団体、行政機関等から推薦された者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 市職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、市長が会議を招集する。

- (1) 委員長が互選される前の会議を招集するとき。
- (2) 委員長及び副委員長が欠けたとき。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民協働部協働促進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

5. 大府市多文化共生推進委員会委員名簿

委員任期：平成26年4月1日から平成28年3月31日まで

役職名	氏名	所属等	備考
委員長	松宮 朝	愛知県立大学准教授	
副委員長	岡田 雅子	大府市国際交流協会	
委員	大嶋 順治	公募委員	
〃	国本 礼子	平成25年度北山学区子ども会会長	
〃	菅原 和利	県営梶田住宅自治会顧問	
〃	村上 アリセ	外国語相談員	平成26年4月1日～ 平成27年3月31日
〃	竹内マリア クリスティーナ	外国語相談員	平成27年4月1日～ 平成28年3月31日
〃	渡部 一夫	大府市教育委員会指導主事	

事務局

氏名	所属
木學 貞夫	市民協働部 部長
内藤 尚美	市民協働部 協働促進課 課長
鈴木 桂子	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 係長
岡本 七美	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 主事
エレン ウー	市民協働部 協働促進課 多文化共生係 国際交流員

大府市多文化共生推進プラン2

平成 27 年 10 月発行

発行 大府市
〒474-8701 愛知県大府市中央町五丁目 70 番地
電話 0562-45-6215

編集 大府市市民協働部協働促進課多文化共生係